

平成30年 上里町教育委員会 第4回 定例会会議録

上里町教育委員会

平成30年第4回上里町教育委員会定例会 議事日程

日 時 平成30年4月25日(水) 午後1時30分

場 所 上里町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 事

- (1) 議案第18号 平成30年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- (2) 議案第19号 平成30年度奨学資金貸付選考の意見について
- (3) 議案第20号 上里町就学支援委員会規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第21号 上里町学校運営協議会規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第22号 上里町学校運営協議会実施要綱の一部を改正する要綱について
- (6) 議案第23号 第15採択地区教科用図書採択協議会委員の選出について
- (7) 議案第24号 第15採択地区教科用図書採択協議会規約の一部を改正する規約について

(8) そ の 他

4 教育長報告

5 その他の事項

次回の教育委員会日程について

日 時 平成 年 月 日 () 時 分
場 所

6 閉 会

【 休 憩 】

○ 教育委員会報告・連絡会議

平成 3 0 年 第 4 回 上里町教育委員会 会議録

招集月日		平成３０年４月２５日（水）			招集場所		上里町役場 教育委員会室			
会議日程		開 会		午後１時３０分		閉 会		午後２時４０分		
招集者及び宣告者			教育長 下山 彰夫			議 長		教育長 下山 彰夫		
委員出席状況	教 育 委 員			説 明 の た め に	出 席 し た 職 員	学校教育課長		高橋 淳		
	教 育 長		○ 下山 彰夫			学校教育指導室長		勝山 寛美		
	委 員		○ 安藤 寛和			生涯学習課長兼郷土資料館長		小暮 伸俊		
	委 員		○ 清 昌道			学校教育課教育庶務係		山田真奈美		
	委 員		○ 島 崎 勝							
	委 員		○ 阿久戸嘉彦							
	※出席者○印・欠席者×印									
会議進行状況	１．開会			＜挨拶・開会宣言＞						
	教育長									
	２．前回会議録の承認			前回会議録の確認をお願い致します。質疑等ございましたらご発言願						
	教育長			います。						
	委員			＜特になし＞						
	教育長			特に無いようですので、前回の会議録については、ご承認頂けたもの						
				といたします。事務局は手続きをお願いします。今回の議事録署名人に						
				ついては、清委員をお願い致します。						
	３．議事			それでは本日の議事に入りたいと思います。本日の議事は、議案が 7						
	教育長			件ございますが、議案第 1 8 と第 1 9 の内容は、秘密会としたいと思						
				いますが、よろしいでしょうか。						
	委員			＜了承＞						
	教育長			それでは、始めに議案第 1 8 号について事務局説明願います。						
	教育庶務係長			ご提案申し上げました、議案第 1 8 号平成 3 0 年度要保護及び準要						
			保護児童生徒の認定について、説明申し上げます。							

会 <
--

会	教育長	議案第 19 号につきましては、教育委員会として、調査結果に対し、「異議なし」として回答するという事でよろしいでしょうか。
		<了解>
議	委員	
	教育長	議案第 19 号に関しては、教育委員会として、異議はありませんので、事務局はその旨の回答をお願いします。
		次に、議案第 20 号を議題といたします。事務局説明願います。
	学校教育指導室長	ご提案申し上げました、議案第 20 号上里町就学支援委員会規則の一部を改正する規則について、説明申し上げます。
		提案理由でございますが、中央教育審議会より、平成 24 年 7 月に報告された「特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告」の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」「就学相談・就学先決定の在り方について」や平成 25 年 6 月に制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」の規定に基づき、就学支援委員会を設置するため、平成 17 年 5 月 1 日に施行された、現行の「上里町就学支援委員会規則」の改正が必要となったため、本案を提出するものであります。
		概要でございますが、主な改正点につきまして、ご説明申し上げます。始めに、「資料 1 上里町就学支援委員会規則新旧対照表」をご覧ください。「設置及び目的」を第 1 条にまとめました。また、先の報告書を受けて、条文を改正いたしました。委員会の「職務」として、第 2 条に職務内容をわかりやすく整理いたしました。
		過去 4 年間の委員の人数は 21 人であり、委員会の目的を果たすのに適切な人数であるため、第 3 条の「組織」として、「29 人以内」から「25 人以内」と改正いたしました。
		なお、本案の規則は、平成 30 年 5 月 1 日から施行となります。
		以上で、「上里町就学支援委員会規則」の改正についての、提案及び内容説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
進		
行		
状		
況		

会議進行情況	教育長	只今、議案第 20 号について説明がありました。
		内容は、提案理由にありましたように、国が定めた特別支援教育の在り方の変更に伴いまして、町が定めた「上里町就学支援委員会規則」の改正が必要となり、今回提案させて頂いたものです。
		この件に関しまして、ご意見ご質問等ございますか。
	清委員	委員の定数を 29 人以内から 25 名以内とした意図は何かあるのでしょうか。
	教育長	現行の支援委員会の構成員は 1 ～ 3 号委員からなっていて、医師や学校長、特別支援学校や保育園・幼稚園の職員、特別支援に係わる行政職員など、計 21 名で構成されています。現在この人数で概ね委員会の適正な運用が図られていると考えますが、今後、加わると思われる職種とすれば、児童福祉関係の人達が増える可能性があります。このことから、定数は 25 人以内が適正な数字ではないかと考えます。
		その他にご意見ご質問等ございますか。
	委員	<特になし>
	教育長	では、議案第 20 号は、提案のとおり決する事でよろしいでしょうか。
	委員	<異議なし>
	教育長	議案第 20 号は提案のとおり決しましたので、事務局は、手続きをお願いします。
		次に、議案第 21 号を議題といたします。事務局説明願います。
	学校教育指導室長	ご提案申し上げました、議案第 21 号上里町学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。
		提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、第 47 条の 6 の規定に基づき、学校運営協議会を設置するため、現行の「上里町学校運営協議会規則」

会 議 進 行 状 況		の改正が必要となったため、本案を提出するものであります。
		概要につきまして説明いたします。主な改正点ですが、始めに、
		「資料２ 上里町学校運営協議会規則新旧対照表」をご覧ください。
		先の法律第４７条の６の規定により、「学校運営協議会の設置が
		努力義務」となったため、現行第２条、第３条の条文にあった「指
		定」が必要なくなりました。
		なお、本案は、公布の日から施行となります。
		以上で、上里町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の、提
		案及び内容説明とさせていただきます。
		慎重審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	只今、議案第２１号について説明がありました。
		内容は、関係上位法の改正により、町が定めた「上里町学校運営
		協議会規則」の改正が必要となり、今回提案させて頂いたものです。
		現行法では、「指定」された学校がコミュニティ・スクールとな
		っていましたが、改正法では、学校運営協議会を設置した学校を
		コミュニティ・スクールとするもので、「指定」の文言が無くなり
		ました。学校運営協議会の設置は努力義務となったため、今後は、
		全ての学校に学校運営協議会が設置されてくると思います。
		この件に関しまして、ご意見ご質問等ございますか。
	阿久戸委員	コミュニティ・スクールに取り組む学校は、学校運営協議会が設
		置されているという事ですか。
	教育長	そう言う事です。学校、家庭、地域が一体となった学校経営を行
		う、運営協議会の早期の設立を目指しているという事です。
		他にご質問等無ければ、議案第２１号は、提案のとおり決する事
		でよろしいでしょうか。
	委員	<異議なし>
	教育長	議案第２１号は提案のとおり決しましたので、事務局は、手続き
		をお願いします。
		次に、議案第２２号を議題といたします。事務局説明願います。

会		を行って頂きたいと思います。但し、経営方針の議論は細かい内容ではなく、「こんな子供を育てたい」や、「学校の教育目標はこういうものです」とか、「地域との連携はこんな考えです」と言った大まかな事でいいと思います。そしてその計画に沿って地域とのパイプ役になって頂くというものです。今後は、更に進め、地域活動運営本部のようなものを作り、そこが実際に学校との係わりを持ち活動して行く、と言ったものを構築したいと考えています。
	阿久戸委員	そこが課外授業や、社会科見学・体験学習などを支援して行くことになるのですか。
議		
	教育長	そうですね。例えば、地域での体験学習が必要となった場合には、中心となり、場所等をピックアップして情報提供したり、学校の授業を支援してほしいと言った場合には、地域の中に呼び掛けて支援者を探し出す、と言った事まで将来的には行って行きたいと考えています。今までであった学校応援団は部分的な対応でありましたが、運営協議会は将来的には全体を支援してもらうという組織です。
進		
	清委員	実施要綱に、住民参画の促進等のための情報提供として、具体的な情報提供は、学校だより、PTA だより、学校ホームページを積極的に活用する、とありますが、これは運営協議会の活動で考えられることを明示したのですか。
行		
	教育長	これは学校運営協議会で話し合った結果を、これらの手段を使い、広く住民に対し情報提供を行う方法を示したものです。 なお、先程の推薦書の様式に訂正箇所ありましたので、訂正をさせていただきます。
状		
	安藤委員	実施要綱第8条に委員の解任とありますが、委員の解任事由の判断は、校長が行うのですか。
況		
	教育長	学校運営協議会の運営を仕切るのは、会長が仕切ります。学校長はあくまでも構成委員の1人です。但し、学校経営方針は、校長が提案します。この校長が示した経営方針が承認されないと、学校運

会		営がストップしてしまいますので、そのような場合には、会長さんを中心に十分議論をして頂いて、それでも上手くいかない場合は、校長は教育委員会へ状況を申し出てくると思います。その様な場合は、教育委員会は、両者から意見を聞き、教育委員会として関知できるのか否かを判断する必要があります。もう一つは、委員さんの中から不祥事等が起こった場合には校長は申し出を行い、教育委員会として解任させる場合は、きちんと理由を示さなければならぬとされています。
		可能であれば一度教育委員さんに学校運営協議会をご覧いただくか、先進地の協議会を視察する機会を持ちたいと思っています。
		教育委員さんとして学校運営協議会の運営方法について知っておいて頂きたいと思っています。
議		
	清委員	例えば私がどこかの小学校の運営協議会を傍聴することは、可能でしょうか。第三者的な視点から見学はできますか。
進	教育長	会長に申し出れば可能かと思いますが、我々は傍聴というよりも、きちんとした立場の人間として、協議会の運営が正しくなされているか、との視点から見るというスタンスかと思っています。
		その他にご質問等ございますか。
行	委員	<特になし>
状	教育長	では、議案第２２号は、先程の様式に係る訂正箇所を訂正させて頂き、提案のとおり決する事でよろしいでしょうか。
	委員	<異議なし>
況		
	教育長	議案第２２号は提案のとおり決しましたので、事務局は、手続きをお願いします。
		次に、議案第２３号を議題といたします。事務局説明願います。
	学校教育指導室長	ご提案申し上げました、議案第２３号第１５採択地区教科用図書採択協議会委員の選出について、説明申し上げます。

会		提案理由でございますが、平成３１年度から使用する、上里町立小学校用教科用図書（特別な教科道徳を除く）と、上里町立中学校用教科用図書「特別な教科道徳」の採択に伴い、第１５採択地区教科用図書採択協議会規約第４条第１項に規定する、採択協議会委員を選出したいので、本案を提出するものであります。
		概要でございますが、採択協議会委員として、１氏名 上里町教育委員会 安藤寛和教育委員です。２任期は、平成３０年５月７日から平成３１年５月６日までの１年間です。
		以上で議案第２３号についての提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜ります様、お願い申し上げます。
議		
	教育長	只今、議案第２３号について説明がありました。
進		内容は、１５採択地区教科用図書採択協議会委員の選出について、という事でありました。この協議会委員の選出は、第１５採択地区教科用図書採択協議会の旧の規約に謳われており、各教育委員会から２名ずつ選出する事とされております。１名は教育長、もう
		１名は教育委員の中からとなっており、慣例的に他の市町からも職務代理者が選出されていますので、安藤寛和委員の選出をご提案させていただきます。
		この件につきまして、ご意見ご質問等ございますか。
行		
	委員	<特になし>
状		
	教育長	では、議案第２３号は、提案のとおり決する事でよろしいでしょうか。
況	委員	<異議なし>
	教育長	議案第２３号は提案のとおり決しましたので、事務局は、手続きをお願いします。
		次に、議案第２４号を議題といたします。事務局説明願います。
	学校教育指導室長	ご提案申し上げました、議案第２４号第１５採択地区教科用図書採択協議会規約の一部を改正する規約について説明申し上げます。

会 議		提案理由でございますが、平成３１年度から使用する、上里町小学校用教科用図書（特別な教科　道徳を除く）と、上里町立中学校用教科用図書「特別な教科　道徳」の採択に伴い、所要の改正をしたいので、本案を提出するものです。
		概要でございますが、第１５採択地区教科用図書採択協議会規約（案）新旧対照表をご覧ください。表中右の欄が、訂正後の条文であります。
		（事務局）第６条協議会の事務を処理させるために、会長が所属する教育委員会に事務局を置く。第６条第２項事務局の職員は、関係市町教育委員会の協議会事務担当者をもって充てる。第９条中、「、１３条の意見」を削り、同条に次の２項を加える。第３項前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た２種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。第４項前項の場合において、投票を行うべき２種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当り、得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。第１１条を次のように改める。（調査員）第１１条協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調査員を置く。第１１条第２項協議会は、種目ごとに６人以内の調査員を委嘱する。第１１条第３項調査員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議において報告する。第１４条中、「第１１条第４項」を、「第１１条第３項」に改める。なお、この規約は、平成３０年５月１日から施行するものとします。
		以上で議案第２４号についての提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜ります様、お願い申し上げます。
進 行 状 況	教育長	只今、議案第２４号について説明がありました。 改正内容等、新旧対照表でご確認頂きたいと思います。 この件に関しまして、ご意見ご質問等ございますか。
	阿久戸委員	第１４条に議事録及び資料の公表とありますが、これらは、申請すれば閲覧可能ですか。それとも、ホームページ等で見られるのですか。

会 議 進 行 状 況	教育長	議事録は、ホームページに掲載されます。調査員の調査報告書は、
		冊子になっていますので、各教育委員会の窓口での閲覧形式です。
		その他ご質問等ございますか。
	委員	<特になし>
	教育長	では、議案第24号は、提案のとおり決する事でよろしいでしょ
		うか。
	委員	<異議なし>
	教育長	議案第24号は提案のとおり決しましたので、事務局は、手続き
		をお願いします。
		次にその他の事項ですが、皆様の方から何かございますか。
	阿久戸委員	2月末に委員の皆さんで、学力アップ教室を見学させて頂きまし
		た。その時の委員皆様の感想と言いますか、意見を集約して今後の
		同事業の運営に活かして頂けたらと思っていますが、いかがでしょ
		うか。
	教育長	阿久戸委員から、2月の中学生学力アップ教室を視察した際の意
		見・感想を集約してみても、とのご提案を頂きました。この教室に
		関しては、保護者のご意見・ご感想は頂いておりますが、第三者の
		方からは頂いておりません。また、第三者の方に見て頂いたのも
		今回が初めてでありました。このことから、教育委員の皆様から
		ご意見・ご感想を頂けるのであればありがたいと思います。書式等
		問いませんので、5月中旬までに事務局までお寄せ頂きたいと思
		います。今後募集要項等、事業運営上の参考とさせて頂きたいと思
		います。よろしくお願いします。
		その他にご意見等ございますか。
	4. 教育長報告	無いようですので、次に教育長報告ですが、昨日24日に全県の
	教育長	市町村教育長協議会が浦和で開催され、出席してきました。
		県教育局の各部局の今年度の事業について、説明がありました。

会 議 進 行		その中で、教育長がお話しされたことは、学力向上に関する件、不祥事防止の件、これは最優先の課題であると申しておりました。 もう一つ喫緊に取り組まなければならないのが、教職員の働き方改革を推進しなければならない。各教育委員会で働き方改革に関する考え方をしっかりと持って、学校に示してほしい、との事でありました。そのためには、教職員の勤務時間の把握が必要となってくるので、勤務時間をデータで把握するよう努める必要がある、とのお話でした。上里町教育委員会としましても、学力向上・働き方改革・不祥事防止に関しては、気を引き締め、取り組まなければならない、と改めて思ったところです。その後、鳴門教育大学教授の「働き方改革」に関して講演がありました。内容は、働き方改革するには、教員が一生懸命がんばっても、外部が手を差し伸べても、改革にはならないと。重要な事は、最小の努力で最大の成果を生み出すことだと。それは、教員が本来の仕事をする事が出来る学校に変えていく、その事が働き方改革に結びつくとの事でした。教員が本来の仕事が出来るためには、子供が変わらないと出来ない。そのためには結論として、学級経営がきちんとしている所は、学力が向上し、問題の無い学校になります。問題の無い学校は、教員が本来の仕事が出来る。それが出来て初めて、勤務時間の問題や、部活動の問題に入れるのではないですか、と言った内容でした。大変大まかなまとめですが、ご報告させていただきました。
		その他には、２２日に町長・町議選挙が執行され、新たな町長・町議が選出されました。来月１・２日に臨時議会が開催される予定となっています。今月の教育長報告は、以上です。
	５．その他の事項	次にその他の事項で、次回の定例教育委員会の日程を決めたいと
	教育長	と思いますが、次回は、５月２３日、午前１０時からお願いしたいと思いますが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。
	委員	<了解>
	教育長	では、次回の定例教育委員会は、平成３０年５月２３日水曜日、午前１０時より、役場３階教育委員会室で行います。

